

第2 禁止地域等における自家用広告物の許可基準

種 類	個 別 基 準
1 壁面広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の4分の1以下であること。 2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 3 窓その他開口部を覆わないものであること。
2 突出広告（外壁等から突出しているもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 2 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。
3 屋上広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の高さは、地上からこれを設置する個所までの高さの3分の1以下であつて、かつ、7メートル以下であること。 2 地上から広告物の頂点までの高さは、51メートル以下であること。 3 木造建築物に掲げるものでないこと。
4 広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき15平方メートル以下であること。 2 高さは、5メートル以下であること。
5 広告塔	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、合計40平方メートル以下であること。 2 高さは、5メートル以下であること。
6 サイン・ポール（支柱が1本で釣り下げるもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき5平方メートル以下であること。 2 高さは、5メートル以下であること。
7 気球広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 掲揚中に電線、煙突、建築物等に接触しないものであること。 2 掲揚高度は、地上から20メートル以上で、かつ、係留点から45メートル以下であること。 3 広告面にネットを用いてあること。 4 気球に補助綱があること。
8 広告用垂幕	<p>広告幕は、幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下であること。なお、建築物の壁面に掲出するものについては、既存の壁面に掲出しているものを含め、壁面面積の4分の1を超えないものであることとし、1張りあたりの大きさは制限しない。</p>

種 類	個 別 基 準
9 電柱街灯柱その他電柱の類に表示する広告物	<p>1 電柱等の面に巻き付け、又は直接描写する広告物は、下端1.5メートル以上、上端3.5メートル以下であること。</p> <p>2 電柱等に添架する突出広告は、垂直に取り付け、大きさは、縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下で、電柱等からの突出幅は0.6メートル以下であること。</p> <p>3 1本の電柱等に表示する広告物の個数は、巻き付け、又は直接描写する広告物は1巻、突出広告は1個であること。</p> <p>4 突出広告は、原則として道路と反対側に設置するものとする。</p>
10 はり紙	大きさは、1平方メートル以下であること。
11 はり札	大きさは、1平方メートル以下であること。
12 立看板	大きさは、2平方メートル以下であること。
13 のぼり	大きさは、2平方メートル以下であること。
14 その他のもの	知事が適当と認めたもの。